腐敗防止・コンプライアンス方針

1. 目的

サイデン化学株式会社（以下「当社」）は、事業活動におけるあらゆる腐敗行為（贈収賄、横領、背任、不正な利益供与等）を防止し、法令遵守と高い倫理観に基づく公正な企業活動を推進することを目的として、本方針を定める。

2. 適用範囲

本方針は、当社のすべての役員および従業員（正社員、契約社員、パート・アルバイト、派遣社員を含む）に適用する。また、当社を代理して業務を行う代理店、コンサルタント、その他の第三者に対しても、本方針の趣旨に沿った行動を求める。

3. 経営者のコミットメント

当社経営陣は、腐敗行為を一切容認せず、本方針の実施に必要な体制整備と資源の提供に責任を持つ。経営陣自らが率先して法令遵守と倫理的行動の模範を示す。

4. 基本方針

(1) 法令遵守

国内外の腐敗防止関連法令（不正競争防止法、刑法等）、社会規範、および社内規程を遵守する。

(2) 贈収賄の禁止

公務員および民間取引先に対する贈収賄行為を一切禁止する。業務上の便宜を図る目的での金銭・物品・その他の利益の提供・申出・約束を行わない。

(3) 接待・贈答

接待・贈答は、社会通念上妥当な範囲に限り、社内規程に定める基準・手続きに従って行う。公務員に対する接待・贈答は原則禁止とする。

(4) 政治献金・寄付

政治献金・寄付は、関連法令を遵守し、所定の承認手続きを経て行う。見返りを期待した献金・寄付は行わない。

(5) 反社会的勢力との関係遮断

反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求には毅然として対応する。

(6) 利益相反の回避

個人的利益と会社の利益が相反する状況を回避し、疑義がある場合は上長に報告して判断を仰ぐ。

(7) 正確な記録の保持

すべての取引を正確に記録し、虚偽の記載や不正な会計処理を行わない。

5. 禁止事項

役員・従業員は、以下の行為を行ってはならない。

- 法令・社内規程に違反する行為
- 公務員・取引先への不正な金銭・物品・便益の提供
- 過度な接待・贈答の授受
- 会社資産の私的流用・横領・背任
- 不正行為の指示・教唆・黙認
- 利益相反行為 ・帳簿/記録の改ざん・虚偽記載

6. 内部通報制度

従業員は、本方針への違反またはその疑いを発見した場合、速やかに上長または内部通報窓口に報告する。通報は匿名でも可能とし、通報者に対するいかなる報復・不利益取扱いも禁止する。

7. 教育・啓発

当社は、腐敗防止およびコンプライアンスに関する教育・研修を定期的に実施し、全役員・従業員の意識向上を図る。

8. 違反時の対応

本方針への違反が確認された場合、就業規則に基づき厳正に処分する。必要に応じて再発防止策を講じ、社内規程の見直しを行う。

9. 方針の周知と見直し

本方針を全役員・従業員に周知徹底するとともに、社外にも公開する。法令改正や事業環境の変化に応じて、適宜見直しを行う。

制定日：2026 年 4 月 1 日

サイデン化学株式会社

代表取締役社長　籠島 嘉隆